

第 40 回筑波大学大学研究センター公開研究会

大学というシステムとその将来

新しい公立大学をめざして

—大学システムのアキレス腱—

加藤 祐三（前横浜市立大学長）

1 はじめに

ご紹介いただきました加藤でございます。「新しい公立大学をめざして」と題して、幾つか話したいと思います。「新しい」という意味は、第一に公立大学協会に結集する公立大学75校が本格的な活動に着手し、旧来とは違う新しい方向を模索しはじめたという意味です。第二は国公立大学の法人化という新しい制度が生まれようとしている現在、公立大学法人の制度設計をどのように進めて、新しい公立大学を築くかという意味です。両者はもちろん関連はしていますが、前者は公立大学及び公立大学協会の内発的な問題であり、後者は日本の大学制度全体にかかわる問題、言い換えれば国公立大学間の「競争と協力」及び日本の大学の国際競争力にかかわる問題です。両者が同時進行しているため、複雑で見えにくい構造になっています。ここでお話しすることを通じて、今後の方向を見定め、「新しい公立大学をめざして」を考えたいと思います。ご教示いただければ幸いです。なお「大学システムのアキレス腱」という副題は、国公立大学を通じた大学システムの弱点と欠陥、とくに公立大学のそれを発見するために付けたものです。

お手元に4枚の絵や図をお配りしました（本稿末に添付）。資料1は、これから話そうとする論点を目次風に書いたものです。3点だけ挙げてあります。資料2「新しい公立大学をめざして」は、もっぱら公立大学に関するものです。国公立の3つの設置形態のうち、公立大学全体の動きをご理解いただきたいと思います、半分は広報を兼ねた内容になります。資料3「国公立大学の比較（現行）」は、法的な位置、大学の目的、基礎統計を掲げて、公立大学がどのあたりに位置するかを示そうとしたものです。資料4「国立大学法人化の経緯と公立大学法人化の方向」は、小さい文字で多くのことを書き込みましたが、独立行政法人化の全体の流れと、公立大学法人に関する公立大学協会での検討経過を整理したものです。

本論に入る前に、まず資料1の3をご覧ください。ご承知の通り、国立大学法人法案がいま国会に上程されており、ホームページ等に掲載されています。そのなかで、文部科学省に設置される国立大学法人評価委員会と、大学評価・学位授与機構との関連に注目したいと思います。2つとも長い名前ですので、前者を「評価委」、後者を「機構」と略称して進めます。国立大学法人法案では、「評価委」による評価が不可欠の要素となりますが、その内の教育研究に関する評価はもっぱら「機構」の判断を待つ、とされています。「機構」は発足して3年目の若い組織ですが、平成16年度から独立行政法人になるので、その法案も今国会に上程されています。「機構」内部でも、どのように評価事業を進めていくかを議論しています。

「機構」による大学評価事業は、資料1の下に示したとおり、ア) 認証評価機関、イ) 国立大学法人の教育研究の評価、ウ) 専門職大学院のうち法科大学院の評価、の3つに及ぶことになるでしょう。このうちア) 認証評価とは、大学評価機関として認証を得たのち、国公立大学の第三者評価を広く受けつける評価事業、イ) は国立大学法人の教育研究の評価事業です。国立大学法人に関しては、「評価委」による事業全体の総合評価と、「機構」による教育研究の評価の2つが鍵になります。

「機構」が公立大学や私立大学と直接の関係を持つのは、上記3つの大学評価事業のうちのア)とウ)です。ア)に関してですが、「機構」が評価機関の1つとして認証を得ると、全大学に義務化された7年に1度の評価を行うことができます。入り口に当たる大学設置認可はずでにかなり緩和されましたが、その代わりに節目(当面は7年に1回)で評価を行うという構造の一翼を担います。しかし認証評価機関は、個性輝く多様な大学を促進するため、複数の存在が望ましいとされており、伝統のある大学基準協会ほか、幾つか候補が挙がっています。約700ある四年制の国公立大学が、どの認証評価機関に申請するかも未定であり、全ての大学の評価申請が「機構」に集中するとは考えられません。

年度末の現在、状況はこのように流動的です。戦後50余年というか、日本で大学制度が発足して以来というか、日本の大学は全く新しい方向へと進んでいます。大学システム全体が大きく変わろうとする時期にあります。少子高齢化や国際的競争力という大状況に対応するためのシステム変革ですが、変革の基軸は具体的には第1が公立大学と国立大学の法人化、第2が大学評価の制度化と言えましょう。図4に示したように、国公立大学の法人化に関しましては、数年間の議論を重ねていますが、スタートはこれからです。第2の大学評価システムに関してはまだ十分に練られた内容とはなっておらず、大学関係者の関心が十分に行き届いているとは言えません。

そこで前半では、主に資料2と資料3により、公立大学の概況と、それが国公立大学のなかに占める位置を話します。後半で、資料4を中心に国会に上程されている国立大学法人法案とそれに関連する6法案のうち「機構」の改組案、さらに近々上程されるはずの公立大学法人化に関する法案(総務省所管の地方独立行政法人法の一部)についてお話しします。国立大学法人と公立大学法人が、独立行政法人という枠組みのなかで「大学の特性を生かす」法律になろうとしているホットな問題に言及します。最後にまた大学評価の動向と今後について触れる予定です。

2 公立大学と公立大学協会

まず公立大学について話しますので、資料2をごらん下さい。真ん中に大きな丸がありますが、公立大学は今年度で75校になります。学校数で言えば結構な数です。都道府県立が56校、市立が15校、事務組合立が4校あります。設置団体数では38都道府県、14市、4事務組合で計56になります。今も新設と短大の四大化を含めて新設傾向が衰えていません。一方、同一設置者のもとに複数の大学がある場合の統合が進んでいます。なお資料3の下段

に、国公立大学の数や学生数・教員数、大まかな予算などを挙げました。公立大学は、大学数が多いわりには各大学の規模は小さいことが分かります。

資料2の左上「環境の変化」の中の④に、公立大学の多様性と書いてあります。詳しい資料は入れてありませんが、きわめて多様です。例えば、この10年間、急増している看護・保健医療系はその多くが単科大学です。地域の看護師等の養成という、やむにやまれぬ要請から、多数の新設をみえています。文系の単科大学もあり、3学部、4学部、あるいはそれ以上の総合大学もあり、きわめて多様です。公立大学の規模や性格の多様性をメリットとして十分に生かせるかどうか、これからの公立大学及び公立大学協会にとって大きな課題です。

その左下に「公立大学の役割」とあり、「知の拠点の実現」という目標を立てています。教育・研究に並んで地域貢献を重要な柱と位置づけ、公立大学が有する3つの目的・機能を、高等教育（知の継承）、学術研究（知の創造）、地域貢献（知の活用）として、それを三角形で示しました。「知の三角形」です。ここでは正三角形に描いてありますが、公立大学は多様な形態・規模を持つ大学群のために、それぞれの比重の置き方は各大学で決めます。そうしますと、各校の三角形は、その比重の置き方によって不等辺三角形となります。この図は、全体としてこの3つが、各大学で位置づけられないといけないというモデル図です。地域貢献の分野では、国立大学もいまは熱心に活動を始め、相当額の予算を投入しているため、各地域で「公立」と「国立」とが激しく競いあっています。

ついで右上の「公立大学協会の組織改革」をご覧ください。全公立大学75校が加盟している公立大学協会（公大協）は、国立大学協会（国大協）や日本私立大学団体連合会（私大連）と同じ大学団体です。学長を代表者とする任意団体で、法人格はまだ持っていません。発足して50年以上を経過し、その50年誌『地域とともにあゆむ公立大学』（2000年刊）を出しました。50年間の活動と言えばかなりの伝統ですが、実はさして活発な活動はやってこず、ある種の親睦団体にとどまり、公立大学に共通する重要課題の研究開発や政策提言などを明白に打ち出すことはできませんでしたし、その必要も感じていなかったわけです。ところが、創立50周年の事業にとりくみ、また国公立の法人化問題に直面するなかで、公大協は目を覚ましました。

目を覚ましてから、実質的にはわずか3年程に過ぎません。まだまだ力の結集は不十分だと認識しています。「公立大学協会の組織改革」とあるように、まず公大協自体の組織強化に着手し、平成12年度から実施に移しました。①役員選出方式の改正、②委員会・地区協議会・部会などの再編成、③公立大学協会事務局の常設と専任事務局員の配置などです。いま考えると不思議ですが、戦後50年にわたり、公大協事務局は会長大学に置かれ、会長大学の交代で事務局も移り、事務局の継承性がない制度でした。この点を改め、公大協固有の事務局を東京都港区西新橋に設置し、専任の事務局員を置きました。これら一連の改革効果は絶大で、会員校に共通する課題の研究開発に本格的に取組む体制ができ上がり、日ごとに前進しています。

右下に「制度変更と大学改革」とあります。制度変更とは主に法人化を意味します。法人化を可能にする法律ができると、法人化を選択した場合、「定款と認可」の手続きが必要になり

ます。国立大学法人は全部を国の法律で定めますが、公立大学法人は大学自治と並び地方自治というもう1つの大きな柱があるため、詳細をすべて国の法律で定めるわけにはいきません。そこで公立大学法人化に際しては、地方議会の承認を経て設置自治体が定款を作り、それを国が認可するという話が出てきます。これは資料4の説明の際にまた触れます。

資料3には、国公立という3つの現行の設置形態の全部に共通する法的基盤（憲法、教育基本法、学校教育法など）と同時に、それぞれの制度上の特性を書き込みました。国公立大学は、設置者が異なるとともに、その法律が異なります。公立大学に関して言えば、(5)地方自治法第244条「公の施設」の1つと位置づけられます。公の施設というのは、公民館とか図書館などと同じ概念です。地方自治法には「公立大学」はないからです。一方、学校教育法の第64条に「公立もしくは私立大学、または放送大学学園の設置する大学は文部科学大臣の所轄とする」とあり、公立大学の設置認可は文部科学省です。この設置認可を得てから、設置自治体の条例により公立大学は設置されます。それに対して国立大学は、国立学校設置法という国の法律に具体的な国立大学の名前が全部一覧されます。私学については、私立学校法と振興助成法があり、私学助成はこれら国法に基づき国の助成が得られます。

その下の太い線のなかにあるのが、平成16年から施行予定の第三者評価です。これはまったく新しい制度であり、まだ十分な準備ができていません。先に述べた大学基準協会や「機構」などが候補にあがっていますが、評価機関をどのような基準により、いつ文部科学省が認証するか未定であり、それぞれの認証評価機関がいかなる基準に基づき第三者評価を行うかも決まっています。規制緩和と事後評価という原則により、法改正が先行しました。ここでも「大学における教育研究の特性」についてしっかりと議論し、適切な第三者評価を行うことを慎重に決めなければなりません。さもないと、評価が本来の目的である改善と向上に結びつかず、逆に風評被害を生む危険性が生じかねないからです。

その下の「大学の目的」は、学校教育法第4条により、国公立を通じて共通するものです。次に設置者と大学の数を挙げてあります。国立大学に関しては、国という1つの設置者が99大学（国立大学法人になる段階では、統合を進め89校とする予定）を設置しています。そのもとに文部科学省からの出向者と各大学で養成される職員がいます。そのうち企画、予算等を担当する幹部職員、すなわち高等教育と大学行政のプロ集団の役割は極めて大きいものがあります。文部科学省と国立大学に合わせて1200人ほどでしょうか、本省と国立大学の間を移動することにより、大学行政の平準化・一貫性を担保し、あるいは反面から見れば画一化を招来しています。

それに対して、都道府県、市など57の設置団体が設置している75の公立大学の場合、設置自治体にも公立大学にも、大学行政についての専門のセクションがないのが普通です。高等教育に関する企画立案をする集団はなく、大学行政のプロは一人もいません。幹部職員は2年ほどで移動します。例えば水道局から公立大学の事務局にきて、2年位で財政局に移動するという形です。その意味では、自治体の総合行政については広い見識と経験は持っているものの、高等教育・大学行政に関する専門職はありません。これは大問題です。その分、公立大学

協会という学長を代表者とする任意団体がフォローをしてきましたが、それには限界があります。形式上は、57設置団体の協議組織として公立大学設置団体協議会（公設協）がありますが、公設協は以前の公大協と同じように一種の親睦団体で、年に1回の意見交換会を開き、国への予算要望を行う程度でした。それが平成14年度頃から活発に活動を始めています。地方分権が進めば進むほど、自治体独自の総合行政が求められます。そのなかで自治体が公立大学を持つ意味、公立大学が設置自治体に寄与すべき点が次第に明らかになるでしょう。

今日の演題の副題を「大学システムのアキレス腱」としました。アキレス腱というのは、ご承知のとおり、強者アキレスが唯一無防備の下脚後部に矢が刺さり倒れたという故事によるものです。弱点や、制度上・意識面の欠陥をしっかりと認識し、そこを補強する必要があります。それを大学システムのアキレス腱と言ったわけです。公立大学のアキレス腱は、この大学行政のプロ不在、大学と設置自治体との協働関係の弱さ、75大学の多様性あたりにありそうです。私学については触れませんが、近年とくに大学職員の役割を重視し、職員が大学問題をよく勉強していると聞いています。

資料3の下には、大学数、学生数などの数字を並べました。最後は予算の概略です。予算（会計）の年間総額は、国立大学が1兆4500億円なのに対して、公立大学は2500億円、附属病院費をあわせても5000億円弱であり、大学数のわりには予算規模が小さいことが特徴です。これらの経費は設置自治体から出るものと、もう1つ地方交付税交付金があります。また公立10大学の付属病院会計が相対的に大き過ぎるという問題も抱えています。日本の病院は、国公私の大学（医学部）付属病院が、国公立の病院以上に大きな役割を果たしていますので、地域医療と先端医療に欠かせません。それだけに、附属病院費が大学経費のなかで大きな比重を占めています。地方財政は最近急速に悪化しており、地方交付税も見直し議論があり、公立大学は予算面でも楽観を許しません。なお右側の私学助成2650億円は、初等中等教育を除く大学分についてだけです。

3 公立大学の法人化へむけて

次に資料4「国立大学法人化の経緯と公立大学法人化の方向」に進みます。左から右へと時間軸を取り、上が公大協の取組み、下が全体の流れです。この紙1枚に多くの情報を詰め込んだため、とても小さな文字になってしまいました。まず下の全体の流れから説明します。5年半ほど前の平成9年暮、行革会議の最終報告が出ましたが、ここに独立行政法人の考え方が示されています。左下枠にあるとおり、幾つかの原則があります。①官から民へ、国から地方へ、を原則に掲げ、民ができない部分は独立行政法人に委ねる。国から地方へというのは、今は責任と補助金は地方に行くが、地方への税源移譲は未完であり、地方は財政難にあえいでいます。②政策の企画機能と実施機能の分離。③独立行政法人は独立採算制ではなく、国が所要の財源措置を講じること、これが独立行政法人への渡し切りの運営費交付金になります。④中期目標、中期計画を立て、事後評価すること。そして⑤法人の長と監事は大臣が任命、解任すること。ご承知のとおり、これは特殊法人の改革を想定した報告でした。

国立大学も現行では国の行政機関の一部ですから、行政改革の対象になります。しかし、行政改革の思想である独立行政法人をそのまま国立大学に当てはめるのは良くない、大学改革の視点から制度設計を行うべきであると強い意見が出され、大学関係者も世論も動きました。平成11年9月の国立大学長・大学共同利用機関長会議において文部大臣が「国立大学の独立行政法人化の検討の方向について」を示し、それを受けて自民党政務調査会が提言「これからの国立大学の在り方について」をまとめ、平成12年7月から「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」が発足します。約1年半の議論を経て、平成14年3月に最終答申となり、これに基づき、国立大学法人法案がいま国会に出ているという流れになります。この調査検討会議の場で、私は山本所長と初めてお会いしたと思います。この最終報告は、難しい問題については断定せず、今後の検討に任せるという書き方になっています。この1年間、文部科学省が国大協などと相談しながら国立大学法人法案を作成し、この2月末に国会に上程しました。みなさん研究されていると思いますが、法律の読み方としては難しい、解釈の余地や行政裁量の部分がかなりあると私は考えています。

それに対して、公立大学の法人化は、この流れとは少し違う出発点をもっています。最下段の左から2つ目の枠に書いた平成12年12月の閣議決定が端緒です。「国における独立行政法人化の実施状況を踏まえ、独立行政法人の地方への導入を検討する」とあります。ここには公立大学という文字はありません。この閣議決定を受けて、次の矢印につながります。その議論の場として、総務省の自治財政局に「公立大学等に関する懇談会」ができました。この座長が山本先生です。もう1つ、自治行政局の「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会」が置かれ、その研究会報告が今年の夏に出ました。「公立大学の法人化についても、国立大学法人（仮称）の法制化の検討状況をふまえつつ、研究教育機関たる大学の性格に応じて必要な特例等を設ける必要がある」という内容です。

これらの検討を経て、いま総務省と文部科学省が協力し、鋭意、「公立大学法人に関する特例」を作成している段階にあり、この通常国会に上程する予定です。公立大学法人の法形式は、残念ながら、公立大学法人法という独立した法律にはならず、地方独立行政法人法の中に「公立大学法人の特例」として書かれ、公立大学法人という名称を持つはずで、これはきわめて重要な点です。地方独立行政法人法も2月には上程される予定でしたが、地方公営企業など色々な要素を含む法律のため検討に時間を要し、上程が遅れています。ただ、今の会期中に上程して成立させたいという方針に変わりはないようです。したがって、国会での修正は考えられませんが、この通常国会で成立するはずで、

法の制定により、国立大学は平成16年度（来年4月）から一斉に国立大学法人に移行することになります。ところが、公立大学は設置者が56あり、全公立大学が一斉にドンと法人に移行するという仕組みにはなっていません。公立大学が法人化を選択できる法律ができるということです。平成16年4月に新設される公立大学が公立大学法人第1号となるかもしれませんが、既存の公立大学が法人に移行する最初のケースは平成17年が最速だと想定しています。

以上のように、公立大学に関しましても、法人化を可能とする法制度ができつつあります。もちろん自然にそうなった訳ではありません。そこで資料4の上の「公大協」と「法人化特委」（公大協に置いた法人化問題特別委員会の略称）の欄をご覧ください。とくに重要なのは平成13年秋の公大協総会決議でした。「公立大学が法人格を有することを可能とする法律の整備が不可欠であることを確認し、その実現に向けて各界に働きかけることを決議する」としています。その後、法人化特委では鋭意、具体的な検討を進め、平成14年暮れに「公立大学法人化への取組み」という冊子の完成にこぎつきました。これが公立大学法人の法案内容に一定の貢献をしたと確信しています。関係各位の理解と真摯な努力のおかげです。

公立大学はいろいろと問題を抱えつつも、それなりに自己の弱点、アキレス腱についての認識も深めてきています。75大学の間で、また各校の教職員内部にも、認識の違いや温度差がありますが、やっと少しずつ組織として「己を知る」ことに注意を向けるようになってきました。地方自治体に基盤を置き、「知の時代」と「地方分権化社会」を切り拓く中心部隊として、公立大学と公立大学協会は活動を強化しています。

4 公立大学法人の特徴

資料1には、公立大学法人と国立大学法人との相違点を幾つか掲げました。公立大学法人は国立大学法人の影響を強く受ける可能性がありますので、両者の大学法人としての共通面と相違面を確認しておきたいと考えます。資料1-2「法人化の経緯と法案」の(2)が、国会に出ている国立大学法人法案の主要な項目を一覧したものです。(3)に公立大学法人と国立大学法人との主な相違点を5つほど挙げました。これ以外については、口頭で申します。このところはまだ最終的に確定していない部分が多いものですから、図や表にするには時期尚早であろうと思います。

国立大学法人法案については、既に要綱と原文など、みなさんは研究されておられると思います。資料1-(2)に①から④まで順番に挙げていきましたが、もちろんこれが全てではありません。今日の私の話の中で関連しそうなところ、国立大学法人と2-(3)公立大学法人案との異同を考えるために、14だけ挙げたに過ぎません。

①公立大学法人化は選択肢の1つであること、つまり一斉に全公立大学が法人に移行するのではなく、直営といいたましようか、これまで通りの形を続けるということも設置自治体の判断によって可能な形になっている点です。これは地方自治法という大きな法律の影響があるからです。総務省提出の法律が、個別の公立大学について全部国法で定めるとするのは元々矛盾であって、各自治体の然るべき決定により実現されるという基本的考え方に立っています。この法解釈は問題ないでしょう。数年の内に多くの公立大学が法人へ移行することになると、個人的には推測しています。

(3)-②のとおり、1法人に複数大学の形態も可能になろうと思います。例えば、同じ設置自治体に複数の公立大学がある場合、また法人化が先行して統合が後からとなる場合などには、1法人が複数大学を置くことが可能ということです。

③法人の長＝学長を原則とすると、法律に書かれることに多分なりましょう。国立大学法人法は、設置者である国が法人の長＝学長という意思決定をした結果、法律でそうなったのですが、公立大学の場合は、この意思決定を各自治体が行うということから、2つの選択肢を残すことになるでしょう。法人の長＝学長を原則とするということは、それ以外の選択、つまり法人の長（理事長）と学長が別人格というケースもあるということです。大学の自主性・自律性を確保するのに、いずれがプラスかマイナスか、まだ十分には予測できません。

そして次の④が法人の生まれる際の形式です。国立大学法人においては考えられない点です。公立大学法人を作るために設置自治体が定款の案を作り、地方議会の議決を経て、これを国が認可するという点です。国というのは、その所轄は地方独立行政法人ですから原則として総務省になりますが、そのなかの公立大学法人に関しては文部科学省が関与することになるでしょう。国による関与の理由はこうです。公立大学が法人になる場合、大学の活動はその所轄の自治体の域内にとどまらず、全国にわたります。そうであれば、公立大学法人は必要要件を定款で定めて、それを全国レベルで認可するという形式を取らないと、公立大学が設置自治体の内側だけしか活動できなくなる、このような法理論に拠るものです。これまで経験したことのない新しい問題点です。今、文部科学省、総務省、そして公大協の三者間でいろいろな議論を進めています。

評価については、これはあまり明確には書かれないことになろうかと思えます。国立大学の場合は、冒頭で述べたとおり、「機構」で教育研究の評価を受け、文部科学省に置かれる「評価委」で総合評価し、次期の運営費交付金に反映させるということが法案に明記されています。それに対して公立大学の評価は誰が、いつ行い、それを次期運営費交付金にどう反映させるか等々に関しては、明示的に書かれてはいません。これから先、いかに適切な判断をするかにかかっています。

5 おわりに

持ち時間が少なくなりましたので、まとめに入ります。冒頭で述べました「評価委」は、国立大学法人法案に明記されてあるとおり、きわめて大きな役割を果たします。各国立大学法人の中期目標に関して、大臣が当該法人の意見を聞き、当該意見に配慮するとともに「評価委」の意見を聞かなければならない、とあります。中期計画も同様で、中期計画の認可の際、大臣は「あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならない」。「あらかじめ」とありますから、今年秋頃には大臣の指名により委員会を発足させ、来年4月の国立大学法人の発足前か、あるいは来年4月に法人格を得た直後かに、「評価委」として意見を述べる必要があります。

国立大学法人法案と同時に上程された「独立行政法人大学評価学位授与機構法案」には新しい「機構」の役割が書かれています。「機構」が国立大学法人とセットとなって大きな役割を担います。「評価」は広い概念であり、そのうち国公私に共通する認証評価機関の役割についてはすでに述べましたので、国立大学法人に関する「機構」の評価、すなわち①中期目標の達成度評価、②研究業績等の水準評価、の2つ評価に関して述べます。どのような項目、あるいは

は基準、方法、手続きを経て評価を行うかを検討するあり方検討会が去年の11月にでき、中間報告が出たばかりですが、まだ未確定の部分がたくさん残っています。いささか失敬な言い方をすると、ドタバタの渦中にいるという印象を拭いきれません。

「機構」は平成12年に発足後、幾つかの評価を試行的に実施したに過ぎません。そこで蓄積されたノウハウが、そのまま国立大学法人の評価に応用できるとは断言できません。各大学が自ら設定する中期目標・計画がどこまで達成されたかという「達成度評価」は、いわば絶対評価です。それを各国立大学法人の次期運営費交付金に反映させるには理論的に無理がありますから、どうしても相対評価を要請されるでしょう。その手法と理論は、これまでの「機構」による試行的な評価事業から直接に導きだすことは難しい。研究に関しては一定の評価手法が確立していますが、教育評価の手法はまったく確立していないからです。限られた経験とノウハウで、説得力をもつものになるのか、これは大きな問題です。ここが国立大学法人のアキレス腱と言えるかもしれません。その上、国立大学法人の評価が公立大学法人や学校法人の評価、つまり国公立大学の全体に大きな影響を及ぼします。

公立大学法人と国立大学法人が生まれることにより、学校法人と並び、日本の大学すべてが原則として法人格を有することになります。したがって、国公私の大学が旧来の設置形態の壁を低くし、3者に共通する面が増えてくるでしょう。国公私を通じた競争的資金も増えるに違いありません。これまで国立大学に傾斜的・重点的に国費を注ぎこんできましたから、資金配分の見直しは必要だと思います。

それにもかかわらず、重要度を増す「評価」の仕組みが国公私の大学間で異なってきますから、大学間に新たに評価方法の差が出ることになりそうです。「教育研究の特性に十分に配慮」した評価システムを確立しなければなりません。このための議論はまだ未成熟だと痛感しています。国公立の大学が協力して、今後の大学の発展に尽力できる工夫をこらすよう、心より願っております。ご清聴ありがとうございました。

新しい公立大学をめざして一大学システムのアキレス腱

第40回筑波大学大学研究センター公開研究会「大学というシステムとその将来」

平成15年3月31日 加藤祐三 前横浜市立大学長

資料1

1 国公立大学の比較(現行)

2 法人化の経緯と法案

(1) 国立大学等の法人化の経緯

(2) 国立大学法人法案 ①目的、②中期目標・中期計画、③教育研究の特性を配慮、④国立大学法人評価委員会(「評価委」と略称)、⑤学長=国立大学法人の長、⑥理事・監事、⑦学長選考会議、⑧学長の資格、⑨学長任期は2~6年、⑩経営協議会、⑪教育研究評議会、⑫大学共同利用機関法人、⑬財務・会計、⑭独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し国立大学法人等の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重、...

(3) 公立大学法人(地方独立行政法人のうち)と国立大学法人法との主な相違点⇒①法人化は選択肢の1つ、②1法人複数大学も可、③学長=法人の長(一体型)を原則、理事長・学長分離型も可、④総務省と文部科学省による定款の認可、⑤評価、...

3 大学評価と運営費交付金

(1) 国立大学法人評価委員会(「評価委」)の当面の役割(国立大学法人法案のうち)

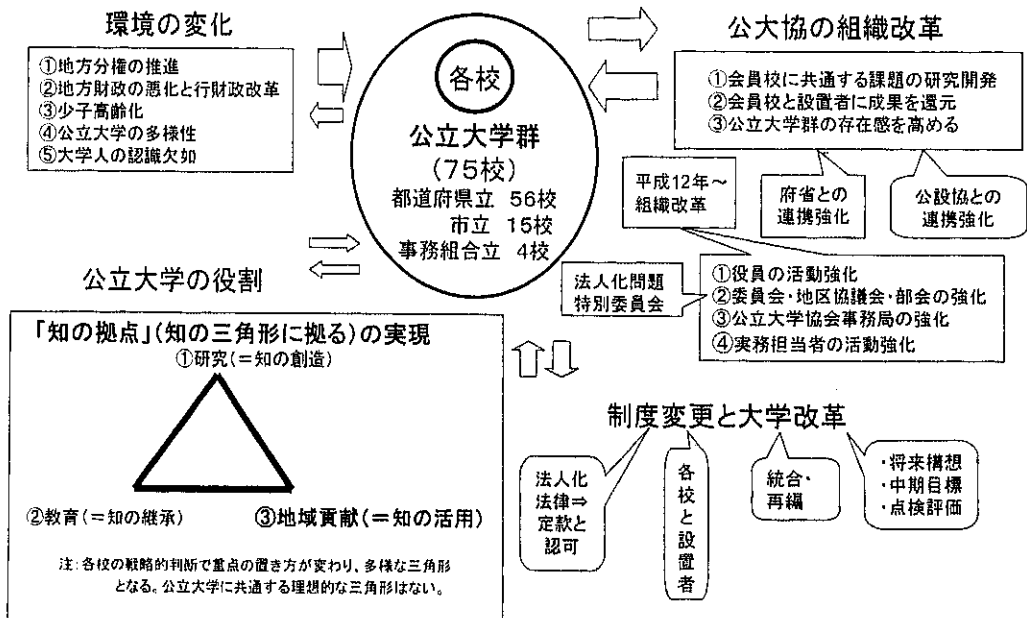
①中期目標(大臣は当該法人の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、「評価委」の意見を聴かなければならない)、②中期計画(大臣は中期計画の認可のさい、あらかじめ、「評価委」の意見を聴かなければならない)

(2) 大学評価・学位授与機構 ア) 認証評価(複数の認証評価機関の1つ、国公立の評価を実施)

イ) 国立大学法人の教育研究の評価(①目標達成度評価、②研究業績等の水準評価) ⇒イ)の結果を次期運営費交付金に反映 ウ) 法化大学院の評価

新しい公立大学をめざして 教育・研究・地域貢献による<知の三角形>の構築

資料2



国公立大学の比較(現行)—— その共通面と相違面

資料3

	国立大学	公立大学	私立大学 (略:放送大学)
1 法的位置	(1)憲法 (2)教育基本法 第6条 (3)学校教育法 第2条(学校の設置者) (4)大学設置基準(3者共通、但し設置申請時のみ) (5)(6)その他の法令	(1)①憲法第23条「学問の自由」。②第89条「公の支配に属さない教育などの事業への財政支出の禁止」。③第92条「地方公共団体の組織及び運営」=「地方自治の本旨」に基づき法定。 「法律に定める学校は、公の性格をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」 (3)国 (3)地方公共団体 (5)国立学校設置法 (5)地方自治法第244条の「公の施設」及び284条 (6)設置自治体の条例 学校教育法第64条「公立若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する大学は、文部科学大臣の所轄とする」 学校教育法改正 大学に文科省認証機関による第三者評価を義務づけ(平成16年4月より施行)	(3)学校法人 (5)私立学校法 (6)私立学校振興助成法
2 大学の目的等	(1)学校教育法 第4条 (2)設置者と大学数 (3)大学行政のプロ集団	[大学の目的]「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるとことを目的とする」 1設置者(国)と99校 59設置者と76校 多数 なし	512校(理事長と学長) あり
3 基礎統計	(1)大学数ほか(平成14年度) (2)平成13年度会計	(1)大学数(校)／本務教員数(人)／学生数(人) 99／60,930／621,487 1兆4540億円	75／10,860／116,705 2628億円(+2215億円=附属病院)
		512／83,260／2,047,840 2650億円(私学補助のみ)	

国立大学法人化の経緯と公立大学法人化の方向

資料4

